平成２５年（フ）第１１６３３号
東京都北区赤羽北２丁目15―１―1212
債務者　石井タキ子
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１６３６号
千葉県野田市清水30―１
債務者　渡邉　　薫
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１６３７号
東京都目黒区上目黒１丁目17―３―303
債務者　田畑　志津
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１６３９号
東京都品川区東中延２丁目４―４―402
債務者　馬上沙江子
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１６４１号
東京都町田市南成瀬４丁目12―２―106
債務者　川島　勝文
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１６４２号
東京都練馬区中村南１丁目29―10　日本経済新聞鷺ノ宮専売所
債務者　近藤　修一
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１６４３号
東京都江東区白河３丁目８―14―302
債務者　冨田　由香
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１６４４号
東京都足立区新田１丁目16―２―203　新田コーポ
債務者　大井　満春
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１６４６号
東京都板橋区徳丸１丁目36―３―102
債務者　本田ユキエ
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１６４９号
神奈川県相模原市南区上鶴間本町２丁目８―９―A103
債務者　金城　裕樹
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１６６４号
神奈川県相模原市中央区中央６丁目６―13　ミリューメゾン１番館306
債務者　藍原　澄子（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１６６６号
東京都練馬区上石神井１丁目24―４―420　石川方
債務者　高橋　和美
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１６６７号
東京都杉並区成田東１丁目25―９
債務者　中村　良子
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１６６９号
東京都葛飾区青戸３丁目23―11―301
債務者　村嶋　照晃
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１６７０号
東京都中野区中央４丁目56―11―202
債務者　戸沢　光子
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部